

(参考資料 4)

届出事項の集計方法及び届出外排出量の算出等について

1 . 法律の規定ぶり

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法、P R T R法）に基づき事業者が把握した排出量等は、都道府県知事を経由して事業所管大臣に届出され、さらに事業所管大臣から経済産業大臣及び環境大臣に通知される。

通知された届出事項は、まず電子情報化され電子ファイルとして記録され、経済産業大臣及び環境大臣はこのファイル記録事項を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計し（法第8条第3項）、集計結果を公表することとされている（法第8条第4項）。

また、届け出られた排出量以外の環境に排出されていると見込まれる排出量についても、経済産業省令、環境省令で定める事項ごとに算出し（法第9条第1項）、その結果を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計して、その結果を届出データの集計結果と併せて公表することとされている（法第9条第2項）。

2 . 届出事項の集計方法について

(1) 基本的な考え方

法第5条第2項に基づき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第6条により定められた届出事項の集計に当たっては、排出量及び移動量の集計値から何らかの傾向・特性が読みとれるよう、適当な届出事項ごとあるいはその組み合わせごとに排出量及び移動量を集計する。

(2) 具体的な集計方法

施行規則第6条により定められた届出事項は次のとおりである。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ 事業所において常時使用される従業員の数
- エ 事業所において行われる事業が属する業種
- オ 排出・移動先の区分ごと（排出については「大気」「公共用水域」「土壌」「埋立」の4区分、移動については「下水道」「廃棄物としての移動」の2区分）に把握された第一種指定化学物質の排出量及び移動量

これら届出事項より得られる情報のうち、集計される排出量及び移動量について何らかの傾向・特性を読みとるための項目として挙げられるのは、排出・移動先の区分に加えて、第一種指定化学物質の名称、事業所の所在地（地域別の傾向・特性）、業種（業種別の傾向・特性）、事業所において常時使用され

る従業員の数（事業所規模別の傾向・特性）の4つである。

第一種指定化学物質ごとに物質の性状（物理化学的性状、有害性等）が異なるため、全ての集計において第一種指定化学物質の名称ごとの分類を行いつつ、集計値の個数が必要以上に膨大になり過ぎないように適当な項目の組み合わせごとに集計することが適当と考えられる。なお、国において行う集計を市町村ごととすると情報があまりに膨大なものとなること、より詳細な集計については都道府県知事が独自に行うことができる（法第8条第5項）ことから、国としての集計は都道府県ごととすることが適当と考えられる。

具体的には、次の事項ごとに排出量及び移動量を集計することが適当である（集計表のイメージを参考1に示す）。

- [1] 第一種指定化学物質の名称（秘密情報に係るものは対応化学物質分類名。以下同じ。）
- [2] 第一種指定化学物質の名称及び都道府県名
- [3] 第一種指定化学物質の名称及び業種名
- [4] 第一種指定化学物質の名称、都道府県名及び業種名
- [5] 第一種指定化学物質の名称、業種名及び事業所において常時使用される従業員の数
- [6] 第一種指定化学物質の名称、都道府県名、業種名及び事業所において常時使用される従業員の数

（注：[1]～[4]については、排出・移動先の区分ごとの排出量及び移動量も集計する）

3．届出外排出量の算出について

(1) 基本的な考え方

P R T R法に基づき届け出られた排出量以外の排出量（以下「届出外排出量」という。）の算出に当たっては、想定される主要な排出源からの排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行う。

(2) 届出外排出量の算出事項

推計可能な届出外排出量については、その排出源の類型から次のように分類することができる。

- [1] P R T R法対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量（法に基づく届出の対象となる排出量を除く）
- [2] P R T R法対象業種に属する事業を営まない事業者からの排出量
- [3] 家庭からの排出量
- [4] 移動体からの排出量

この分類により、全ての届出外排出量を対象とすることができることから（参考2参照）届出外排出量の算出事項を[1]～[4]とし、この分類を用いて推計可能な届出外排出量を算出することが適当と考えられる。

[1] P R T R法対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量（法に基づく届出の対象となる排出量を除く）

P R T R法対象業種に属する事業を営む事業者であるが、常時使用する従業員の数が21人未満である又は当該事業者の有する事業所からの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン未満（当初2年間は5トン未満）である等の理由により、届出対象とならなかった第一種指定化学物質の排出量について推計する。

[2] P R T R法対象業種に属する事業を営まない事業者からの排出量

農業のように小規模の経営者が多く、個々の事業所の化学物質の取扱量は少ない業種や、建設業のように事業活動に伴って化学物質を使用又は排出する場所が事業者の事業所外であって一定しないことから対象業種としなかった業種など、P R T R法の対象業種に該当しないものについては、対象化学物質の取扱い実態を踏まえ、可能な限り推計の対象とする。

[3] 家庭からの排出量

家庭において、製品の使用に伴って排出される第一種指定化学物質の排出量を推計する。

[4] 移動体からの排出量

移動体からの第一種指定化学物質の排出量については、自動車、航空機、船舶等からの排出量を推計の対象とする。

4．届出外排出量の集計方法について

(1) 基本的な考え方

届出外排出量の集計に当たっては、3．(2)で分類した届出外排出量の算出事項[1]～[4]ごとに集計することを基本とする。また、届出外排出量は届出事項の集計結果と併せて公表される（法第9条第2項）こととなることから、届出事項の集計に利用した項目のうち届出外排出量においても推計可能なものについては集計のための項目として用いる。なお、排出量の集計値から何らかの傾向・特性が読みとれるような項目がさらにある場合には、それも集計のための項目として用いて排出量を集計する。

(2) 具体的な集計方法

届出事項の集計に利用した4つの項目（2．(2)の～）のうち、3．(2)で分類した届出外排出量の算出事項の集計のための項目とすることが可能なものは、第一種指定化学物質の名称及び事業所（排出源）の所在地（地域別の傾向・特性）である。届出事項の集計と同様、については全ての集計において第一種指定化学物質の名称ごととすることが適当である（届出外排出量については対応化学物質分類名による排出量は存在しない）。また、については国におけ

る届出外排出量の推計が都道府県単位まで可能と考えられることから、これも届出事項の集計と同様に都道府県ごととすることが適当である。

なお、業種（業種別の傾向・特性）については、3.(2)で分類した届出外排出量の算出事項の全てにおいて厳密に業種分類することは困難であるため、集計のための項目とすることは不適當と考えられる。また、事業所において常時使用される従業員の数（事業所規模別の傾向・特性）についても、届出外排出量をこれにより分類することは困難であるため、推計のための項目とすることは不適當と考えられる。

一方、移動体からの排出量については、P R T R法案に対する参議院附帯決議において「移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること」とされており、現時点において移動体の種類ごとの排出量の推計が可能であることから、これも集計のための項目とすることが適当である。

（注）P R T R法案に対する附帯決議（平成11年7月6日参議院国土・環境委員会）

4、非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。

以上の考え方に従い、3.(2)で分類した届出外排出量の算出事項ごとに、次の事項ごとに排出量を集計することが適当である（集計表のイメージを参考3に示す）。

- [1] 第一種指定化学物質の名称
- [2] 第一種指定化学物質の名称及び都道府県名
- [3] 第一種指定化学物質の名称及び移動体の種類名（移動体からの排出量に係るものに限る。）
- [4] 第一種指定化学物質の名称、都道府県名及び移動体の種類名（移動体からの排出量に係るものに限る。）